

入 札 者 注 意 書

1. 入札希望者は、不用物品売払公告、本注意書及び契約書を熟読の上、現物を熟覧し入札して下さい。
2. 現物と公示物件との数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
3. 入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を提出して下さい。なお、共同買受けをしようとするときは、入札前に代表者選任届を提出し、共同買受けの代表者名をもって入札を行って下さい。
4. 入札者は入札前に、契約担当官より競争参加資格があることが確認された旨の通知(写)を提出して下さい。
5. 入札書は、所定の用紙を使用し入札者の住所、氏名（名称）を記名のうえ押印又は署名するものとし、入札金額は、売払物件の金額を記入して下さい。
 - (1) 入札書へは、当該物件の消費税を除いた金額を記入し、別紙「入札金額内訳書」を添付してください。
 - (2) 入札に際し、誤って消費税を加算した総額を記入して入札した場合、たとえ入札書へそのことを明記したとしても、当該入札書は消費税を除いた金額を記入して入札したものとし、有効として処理します。また、落札以前に訂正若しくは取消の申し出があったとしても、有効として処理し誤りの訂正、取消は認めません。
 - (3) 落札の金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税を加算した金額となります。この場合、消費税相当額の積算における円未満の端数は切り捨てとします。
6. 提出済みの入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換え、変更又は取消を行うことはできません。
7. 次の各号の一に該当する入札は無効とします。
 - (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条の規定に抵触する者が入札したもの
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りではない。
 - (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当するもの
 - (3) 入札書に入札者の記名押印又は署名のないもの
 - (4) 入札金額、氏名（名称）が確認できないもの
 - (5) 入札金額を訂正した場合で訂正印のないもの
 - (6) 委任状を持参しない代理人が入札したもの
 - (7) その他入札に関する条件に違反したもの
8. 開札前に入札者から錯誤等を理由として自らした入札書が無効にしたい旨の申出又は落札宣言後において錯誤等を理由に入札無効の申出があっても受理しません。

9. 開札は、入札者立会いの下に行います。
ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合は、国の指定した者を立会わせて開札します。この場合、異議の申立てはできません。
10. 開札の結果、予定価格に達する入札がないときは、直ちに再入札を行うことがあります。
11. 入札は、予定価格以上の最高のものをもって落札者とします。
ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を定めます。
12. 入札者の連合又は不穏な挙動その他の事由によって公正な入札を行うことができないと認めたときは、その入札を取り消し又は中止します。
13. 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に定める非居住者が落札者となった場合で、その非居住者が外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定による財務大臣の許可を要するときは、その契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。
14. 落札決定の日の翌日から起算して7日以内に契約を締結します。
15. 契約は、契約書を作成し、国、落札者双方が記名押印したときに成立します。
16. 落札者以外の名義人とは契約は締結しません。
17. 車両等においての車検証及び自動車賠償責任保険証書の名義変更は、落札者（買受人）が必要な各提出書類を準備のうえ、行うものとします。
18. 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
19. 本注意書に定めのない事項は、すべて会計法規の定めるところにより処理します。

以 上